

「健康経営®」に関する認定制度について

－ その1 協会けんぽ茨城支部の認定制度 －

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

1. 「健康宣言事業」について

健康経営は、企業の従業員の高齢化や深刻な人手不足により、健康で長く働ける職場づくりや健康サポートが重要な経営課題になってきたことなどを背景に、経済産業省主導で推進してきたものです。その一方で、厚生労働省では、健康保険組合等の医療保険者に対し、「データヘルス」を推進しています。

データヘルスとは、「加入者の健康データを活用し、データ分析に基づき、個人の状況に応じた保健指導や効果的な予防・健康づくりを行うもの」ですが、事業主が行う健康経営と医療保険者が行うデータヘルスは車の両輪のようなもので、「事業主と医療保険者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者（従業員・家族）の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること」が重要とされており、この連携した取り組みは「コラボヘルス」といわれています。

全国の協会けんぽでは、医療保険者としてコラボヘルスを推進するにあたり、「健康宣言事業」に取り組んでいます。

健康宣言事業は、事業所全体で健康づくりに取り組むことを事業主様に宣言いただき、そのような事業所の健康経営をサポートする仕組みであり、協会けんぽと事業主様とが協働・連携することによって、加入者の皆さまの健康の保持増進を図ること（コラボヘルス）を目的としています。

協会けんぽ茨城支部では、この健康宣言事業を「健康づくり推進事業所認定制度」として実施しており、本稿では、その概要についてご紹介します。

2. 「健康づくり推進事業所認定制度」について

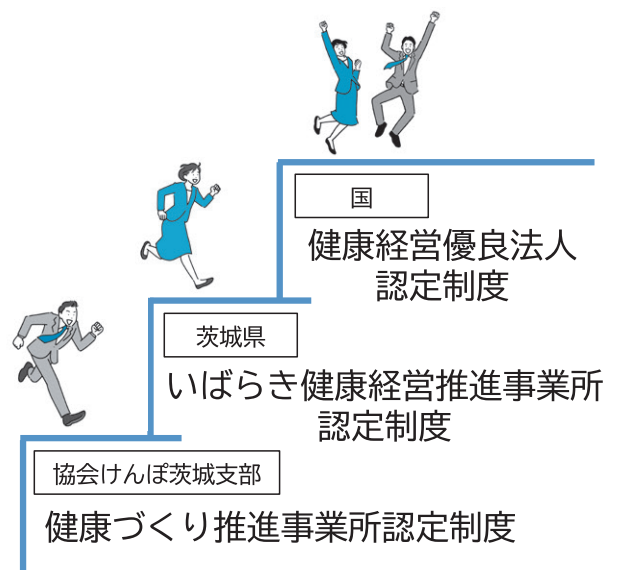
この制度は、2015年度からスタートしたもので、健康経営に取り組む企業を募集し、2023年1月末現在、1,016事業所を認定しています。

認定までのステップや特典（支援内容）につ

いては次のページでご紹介しますが、日本最大の医療保険者である協会けんぽならではのデータを活用した事業所カルテの提供や健康測定器具のレンタル、出前健康講座（無料）などを提供しています。

なお、協会けんぽ茨城支部の健康づくり推進事業所として認定を受けると、茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」や国の「健康経営優良法人認定制度」への申請資格が得られます。これまで健康づくり推進事業所の認定を受けた多くの事業所が、次のステップとして県や国に申請しており、認定を受ける事業所は年々増加しています。企業の健康経営がレベルアップするとともに、イメージアップによる人材の確保などが期待できますので、ぜひ挑戦してください。協会けんぽがサポートします。

次回、本誌の4月号においては、茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」についてご案内します。



【健康宣言事業についてはこちらの動画もご覧ください】

協会けんぽ保健事業
～健康づくりへのサポート～
<https://youtu.be/7R5P7j6v3nM>



健康づくり推進事業所認定制度 認定までのステップ

ステップ1 「健康づくり推進事業所」を宣言（貴社から協会けんぽへ）

協会けんぽ茨城支部へ健康づくり推進事業所の「宣言書」、健康経営の取り組みに関する「チェックシート」を提出してください。

※書式は協会けんぽ茨城支部のホームページからダウンロード、もしくは茨城支部から郵送またはFAXでお送りします。

ステップ2 「事業所カルテ」を送付（協会けんぽから貴社へ）

協会けんぽ茨城支部から事業所の健康度が見える化した「事業所カルテ」をお送りします。届き次第、内容を確認してください。

※加入者が少ない場合や結果から個人が特定される可能性がある場合は提供できないことがあります。

ステップ3 ヒアリング（協会けんぽから貴社へ）

ご提出いただいた「宣言書」「チェックシート」をもとに、支部職員がお電話で担当者にヒアリングを行います。

※加入者が少ない場合や結果から個人が特定される可能性がある場合は提供できないことがあります。



ステップ4 評価結果のフィードバック・認定証の発行（協会けんぽから貴社へ）

「チェックシート」に基づき、評価結果（高い順にS、A、B、C、Dの5段階）を送付します。S、A、Bの事業所さまには認定証を発行します。

健康づくり推進事業所認定特典（支援内容）※2022年度

| | |
|-----------------------|--|
| 1. 認定証の発行 | 事業所内やお客様の目につくところに置き、健康経営をアピールできる認定証を発行 |
| 2. 取組状況チェックシートの発行 | 自社の健康経営への取組状況が一目でわかるチェックシートを発行 |
| 3. 事業所カルテの発行 | 事業所の加入者の健診データの集計結果から健康度を診断し、茨城支部全体や同業種の平均と比較できる資料を発行 ※加入者が少ない場合や結果から個人が特定される可能性がある場合は提供できないことがあります。 |
| 4. 健康測定器具の無料レンタル | 血管年齢測定器、骨健康度測定器、肌年齢測定器、ストレス測定器の無料レンタル |
| 5. 出前健康講座 | 各種出前健康講座の講師を無料で派遣 ①健康セミナー：外部専門業者によるセミナー ※からだマネジメント、ストレッチ、ヨガ、VDT疲労改善等（一部を除きオンライン対応可） ②お口の健口教室：茨城県歯科医師会協力 ③お薬と健康教室：茨城県薬剤師会協力 ④メンタルヘルスケア研修会：茨城産業保健総合支援センター協力 ⑤治療と仕事の両立支援：茨城産業保健総合支援センター協力 |
| 6. 金融機関の金利優遇 | 評価結果に応じて金融機関（筑波銀行・常陽銀行）の金利優遇が受けられる ※別途金融機関における審査があります。 |
| 7. スモールステップ実践ステッカーの配布 | 事業所内などで健康宣言を行っていることのアピールや取組内容を掲示するためのステッカーを配布 |
| 8. 各種研修会の開催 | ワークショップなど、健康経営の推進を図るための研修会を開催 |

参考資料：厚生労働省保健局「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」